

直 監 第 316 - 1 号
令和 5 年 12 月 8 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 産業建設部 都市計画課

① 監 査 の 期 間 令和 5 年 11 月 1 日から
令和 5 年 11 月 30 日まで

② 日程及び実施場所

●概要聴取 令和 5 年 10 月 23 日（監査委員事務局）
●備品検査 令和 5 年 11 月 16 日（都市計画課執務室）
●監査講評 令和 5 年 12 月 8 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度（令和 5 年 9 月末日現在）における都市計画課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ 業務に潜在するリスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。
また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。
- ⑧ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑨ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑩ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑪ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑫ 事務処理等のチェック体制は適正に行われているか。
- ⑬ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
金券管理について	郵便切手を購入・保管しているが、金券類等受払簿による使用状況の管理がなされていない。	直方市財務規則第 212 条第 2 項 物品出納員は、次の表に掲げる金券類等について、金券類等受払簿（様式第 81 号）を備え、使用状況及びその残高を明らかにしておかなければならない。 （表の抜粋） 金券類等・・・郵便切手（以下省略）	郵便切手については使用状況の管理を徹底し、規定に沿った事務処理をされたい。
契約事務について	「導流堤広場管理業務委託」について随意契約を行っているが、随意契約理由書・契約締結伺と見積提出依頼伺の根拠法令が異なる。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 同項第 3 号（要約） 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約や役務の提供を受ける契約。シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約。母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約。これらの契約をするとき。	随意契約に関する事務については、直方市契約規則第 17 条により、原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要であり、比較する見積書により安価である理由となる。 一者随意契約を行う場合は、根拠法令とその内容を確認され、競争入札に適しない具体的な理由の記載が必要となる。規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

契約事務について	「精霊流し会場警備等業務委託」において、警備員の配置及び照明設置の内容で委託契約を行っているが、当該事業者が警備での業者登録はなされていない。 随意契約理由書・契約締結伺と見積提出依頼伺の根拠法令が異なっている。また、業務請書の様式も誤っている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 同項第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 直方市契約規則第21条第3項 契約書の作成を省略する場合は、請書（様式第4号、様式第5号又は様式第6号）を徴さなければならない。ただし、第1項第2号及び第3号並びに1件の見積り価格が20万円に満たないものについては、契約の内容の確認に必要な要件を記載した見積書を提出することにより請書を省略することができる。	委託契約を行う際は、業務委託の名称、業務内容及び業者登録された業種・品目を確認されたい。 また、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由に随意契約を行っているが、見積提出依頼伺は同項第2号を理由としている。 さらに契約書を省略して業務請書を用いる場合は、直方市契約規則第21条第3項により、様式第6号の業務請書が適切と考える。 今後、同様の契約事務についても適正な事務処理をされたい。
	「令和5年度直方市立地適正化計画改定業務委託」において、2年間で実施する予定の同業務委託を、令和4年度に企画提案方式で決定した事業者と1年間の契約を締結し、令和5年度も同事業者と一者随意契約で業務委託を行っている。	直方市財務規則第13条第1項第4号、第8号 課長は、前条の編成方針に基づき、次の各号に掲げる書類（以下「予算見積書等」という。）のうち、必要な書類を作成し、財政担当課長に提出しなければならない。 （抜粋） （4）債務負担行為見積書 （8）債務負担行為支出予定額等説明書	公募の内容から見ても、2年間の業務委託と考えられるため、債務負担行為を設定する必要がある。規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

所有する備品については、備品票が貼られていないものが数点見受けられたが、概ね適正に管理されていた。

コピー用紙の供給量においては、ペーパーレス化の取組により前年度は大幅に減少し、今年度も微減となっている。

契約事務において、誤った法令の理解により委託契約など安易に随意契約を行わないように厳格に運用されたい。

また、文書事務において、改善、検討を要する事務処理が見受けられた。文書管理事務マニュアルを参考に注意・助言等の内容を確認し適正な事務処理を望むものである。